

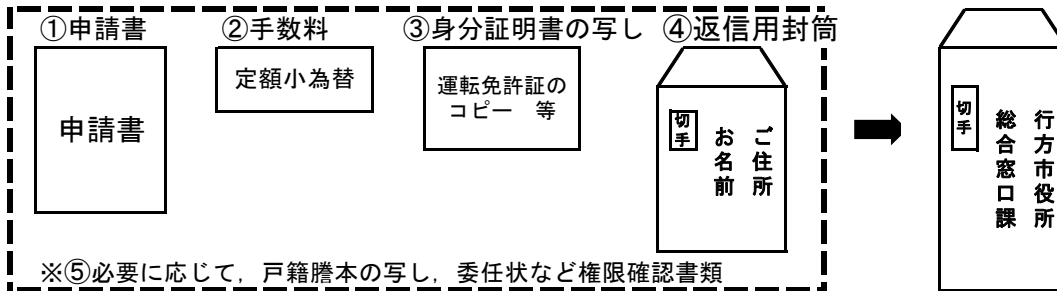
## 【郵送による各種証明書の申請方法について】

○戸籍謄本・抄本，戸籍の附票，身分証明書等は，本籍地の市区町村へご請求ください。

○住民票は，住所登録地の市区町村へご請求ください。

### ◆必要書類について◆

- ① 申請書（記入漏れのないようご注意ください。）
- ② 手数料（郵便局発行の定額小為替を，何も記入せずに同封してください。）  
※切手・印紙ではお受けできませんのでご注意ください。
- ③ 返信用封筒（住所・氏名を記入して郵便切手を貼付してください。）  
※返送先の住所は原則として申請者の住所登録地になります。
- ④ 申請者の本人確認書類の写し（郵送請求の場合は現住所の確認が必須になります。）  
※運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真の入った公的な証明のコピーは1点，健康保険証や年金手帳などの場合は，住所，氏名，生年月日が確認できるものを組み合わせて2点以上必要です。
- ⑤ その他（必要に応じて同封してください。）
  - ・申請者（代理申請の場合は委任者）と必要とする戸籍に載っている方との関係が，行方市の戸籍等で確認できない場合には，その関係が分かる資料（戸籍謄本の写し等）が必要です。
  - ・申請者が代理人や第三者の際には，委任状など権限確認書類の添付が必要です。



### ◆その他（注意事項）◆

- ・戸籍に記載されている方及び直系の親族以外の方が申請する場合は，委任状が必要です。
- ・身分証明書や独身証明書を本人以外の方が請求するときは，ご家族であっても委任状が必要です。
- ・住民票を本人及び同一世帯員以外の方が申請する場合は，委任状が必要です。
- ・委任状は委任する方ご自身が全て書いてください。
- ・後見人が申請する場合は，登記事項証明書を同封してください。
- ・郵送の場合は，配達の日数と役所の処理日数が必要ですので，日数に余裕をもって請求してください。
- ・出生から死亡などの連続した戸籍が必要な場合は，複数戸籍が発行になる場合があります。  
何通に渡るかは，個人によって異なります。事前にお調べすることは出来ません。1組（1セット）につき3,000円位を目安に手数料（定額小為替）をご用意ください。余った小為替はお返しいたします。不足の場合はご連絡を差し上げますので追加で郵送してください。
- ・プライバシー侵害につながるような不当な請求には応じられません。
- ・偽り，その他不正な手段により請求したときは，過料に処せられます。  
（戸籍法第133条及び住民基本台帳法第46条第2項）

### ◆郵送請求先（問い合わせ先）◆

〒311-3512 茨城県行方市玉造甲404番地

行方市役所玉造庁舎 総合窓口課 市民グループ係 TEL：0299-55-0111 Fax：0299-55-0110